

北部大阪都市計画地区計画の変更(箕面市決定)

北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

	名 称	彩都粟生地区地区計画
	位 置	彩都粟生南一丁目から七丁目及び彩都粟生北一丁目から七丁目
	面 積	約 1 6 3 . 5 h a
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>国際文化公園都市は、文化・学術・研究分野における特色ある都市機能集積が進み、緑豊かな自然環境とレクリエーション資源にも恵まれた北大阪地域の立地条件を最大限に活かし、自然と都市が調和するアメニティの高い住環境と「国際交流」「学術文化」「研究開発」という特色ある都市機能を併せ持つ複合機能都市の形成を図るものである。</p> <p>本地区計画は、この都市建設の効果の維持増進を図り、開発理念にふさわしい機能と良好な環境を備えた都市づくりを実現することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区においては、茨木市域に含まれる部分と併せて、国際文化公園都市の開発理念にふさわしい良好な環境と機能を備えた都市づくりを実現するため地区を区分してそれぞれ次のような土地利用を図る。</p> <p>1. 住宅地区</p> <p>複合機能都市を構成する多様なニーズに対応し、定住性の高い住宅地を確保するため、以下の住宅地区分を設定する。</p> <p>また公益施設等を適切に配置する。</p> <p>(1) 計画住宅地（中高層等）</p> <p>中高層住宅を中心とする住宅地の形成を図る。なお都市計画道路国文都市4号線沿道等においては、アメニティ豊かで賑わいのある環境創出に向け、商業施設等と複合した住宅の立地誘導を図る。</p> <p>(2) 計画住宅地（戸建等）</p> <p>戸建住宅及び低層集合住宅により、大街区の中で計画的に住宅地形成を図る。</p> <p>(3) 一般住宅地</p> <p>戸建住宅を主体とする良好な住宅地の形成を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>2. 施設導入地区 多様な都市活動の展開される場として位置づけ、研究・学園施設、業務・サービス・文化施設等を導入し住宅地との機能分担を図る。</p> <p>(1) 施設導入地区① 多様な都市機能の導入を図り、地区のエントランスゾーンにふさわしいにぎわいを創出する。</p> <p>(2) 施設導入地区② 研究関連施設の立地を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>1. 都市計画道路茨木箕面丘陵線、国文都市4号線を軸とし、地区の土地利用に対応して道路を適正に配置する。 また地区内の公園、その他の諸施設を相互に連絡できるよう、歩行者専用道路等を適正に配置する。</p> <p>2. 誘致圏及び景観等を考慮した街区公園及び周辺の自然環境と調和した緑地等を適正に配置する。</p> <p>3. 街区内の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、道路を地区施設として整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1. 住宅地区</p> <p>(1) 計画住宅地（中高層等） 中高層住宅を中心とする良好な住環境の形成を図るため、建築物等の用途、規模、配置及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。なお都市計画道路国文都市4号線沿道等においては、アメニティ豊かで賑わいのある環境創出に向け、商業施設等と複合した住宅の立地を誘導する。</p> <p>(2) 計画住宅地（戸建等） 戸建住宅及び低層集合住宅による良好な住環境の形成を図るため、建築物等の用途、規模、配置及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。</p> <p>(3) 一般住宅地 戸建住宅を主体とする良好な住環境の形成を図るため、建築物等の規模、配置及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。</p> <p>2. 施設導入地区</p> <p>(1) 施設導入地区① 多様な都市機能の導入による、周辺環境と調和のとれた質の高いまちなみ形成を図るため、建築物等の用途、規模、配置及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。</p> <p>(2) 施設導入地区② 研究関連施設を中心に周辺環境と調和のとれた質の高いまちなみ形成を図るため、市街地の広い範囲からの見え方を意識しつつ、建築物等の用途、規模、配置及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。</p>